

日本再生デザイン ～分権と多様化による、日本再生～

増補版（案）

平成 25年 月

全国知事会 日本のグランドデザイン構想会議

グランドデザインの発想

（共有する危機感）

- 人口減少社会の到来や少子化・高齢化による人口構造の激変、経済・社会のグローバル化など、大きな構造変化に直面する日本を東日本大震災が襲い、日本は未来への道筋を見いだせないまま、まさに危機に直面しているといつて過言ではない状況である。
- このような大きな社会・経済構造の変化や災害リスクに対峙するため、今こそ、国民の力を結集し、一刻も早い東日本大震災の被災地の復興を成し遂げるとともに、この国の将来の方向性、次世代に向けた新しい成長モデルについて明確なビジョンを描き、日本の再生につなげていくべきではないか。
- 日本の失われた20年は、まさに、大胆な構想力と実行力が、この国に欠けていたことが原因であり、研究者数（対人口比）は世界一、国民の個人金融資産、特許の国際出願件数、民間も含めた研究開発費は米国に次いで2位であることを考えれば、日本の潜在能力は、依然として世界のトップクラスにあると言え、今個性あふれる地方の集合体である全国知事会が、あえて日本再生のためのグランドデザインを提案する。

（4つの基本認識）

- 被災地の復興なくして、日本の再生はない。集落再生、インフラの復旧、産業の振興、雇用対策などの復興対策、さらには、原発の安全対策や風評被害対策などに全力を尽くし、一刻も早い再生を成し遂げるべきである。

- 長引くデフレにより、東京圏も地方でも需給ギャップが発生している。需給ギャップを解消し、デフレ脱却を図るためには、国レベルの経済政策のみならず、地域の特性に応じた新たな付加価値を生み出す需要の創出が求められる。
- 少子化・高齢化は、特に地方における生産年齢人口の減少を加速し、地域の持続的な発展の基盤を失わせている。地域の持続性を確保していくため、地域に応じた新たな産業を創出し、雇用機会の掘り起こしを可能とする仕組みが必要となる。
- 人口や企業の大都市への過度な集中と地方部の過疎化という相反する行き過ぎを改善し、人材や資本が国全体で活用され、国民一人ひとりが活躍できる社会を目指すことにより、わが国の潜在能力を今以上に発揮させる必要がある。
- グローバル化の中での成長セクターである中国、インドやアセアンなどのアジア、ロシアの成長を戦略的に取り込む必要がある。
- グローバリゼーションと社会・経済構造の変化の中で、持続可能性を回復し日本の再生につなげるためには、

1. 我々地方は、**地方分権を推進し、地方が「自己決定」と「責任」を持ち、真に自立した新たな地方自治制度を確立**するとともに、多様性を持つ地方自治体がそれぞれの個性と資源を最大限に活かすことができる**新しい地域づくり**を進めていくという確固たる意思を有している。
2. 地域の多様性をベースとした新産業の創出やグローバル社会に対応した人材の育成・集積を図るとともに、都市・地方間相互の経済・人的交流を活発化することにより、**多様性のある圏域を複数形成**する必要がある。
3. さらに、大地震等の非常時における国家機能・経済活動への影響を最小限に抑えるため、各地域が**バックアップ体制と地域間相互の支援体制の整備**を行うとともに、首都直下地震及び南海トラフ巨大地震など**大規模災害の危険性が増大する地域の防災力の強化**を図ることが求められている。
4. **少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心して、希望が持てる社会保障の実現が求められている。**

(4つの未来像を描く)

- 基本認識を踏まえれば、この国の将来の方向性、次世代に向けた発展モデルは、
 - 地域の多様性と創意工夫を活かしたイノベーション(※1)を可能にするため、これまでの枠組みを超えた**新しい自立時代の地方自治体・地方制度を構築**すること。
 - これからの成長分野を多様な地域資源や地理的条件に基づき育成・強化し、地域間の競争と相互補完による**多極型の経済圏・交流圏を形成**することで、日本全体の社会・経済構造を強化すること。
 - 成長戦略とリダンダンシー(※2)の双方の観点から、国土を貫く複数の軸と地域間ネットワークを縦横に形成するとともに、大規模災害の危険性が増大する地域の防災力の徹底強化を図り、いかなる**大災害の発生時においても機能する国家づくり**を行うこと。

➤ **国と地方は適切な役割分担の下、互いに協力し、真に持続可能な社会保障制度を構築すること。**

をベースとして検討していくべきではないか。

- そのため、全国知事会日本のグランドデザイン構想会議は、「**分権と多様化による、日本再生**」をテーマとして、

1. 自己決定と責任を持つ、21世紀型の「地方自立自治体」
2. 多様性のある経済圏・大交流圏形成による「多極交流圏の創設」
3. 国土軸のリダンダンシーの確立と防災力強化による「新たな国土構造の構築」

4. **国と地方の力を結集した「真に持続可能な社会保障制度の構築」**

について、提言を行う。

I. 自己決定と責任を持つ、21世紀型の「地方自立自治体」

1. 基本認識と方向性

- 日本の再生には、地域ごとの切磋琢磨をネットワーク化し、地域間の相乗効果により発展させる**地域資源・個性を活かす多様性に立脚した成長・発展モデル**が必要である。
- 地域資源や地理的条件等を活かし、地域の多様性と創意工夫を成長・発展につなげるためには、地域の取組が国の規制や関与によって遅延、限定されることなく、**地域の実力を遺憾なく発揮する住民自治制度**が必要である。
- 地域資源や地理的条件等を活かした新産業の展開をさらに加速させるためには、総合特区の大胆な変革が必要である。
- また、**地方が、その自主性、自立性を発揮しながら、地域における行政を総合的に広く実施していくため、住民に身近となる行政は、地方にゆだねることを基本として、国と地方が役割を分担していく必要がある。**
- 地域の自主的、自立的な取組を進め、地域間の切磋琢磨による相乗効果を生み出すには、**全国一律ではなく、その機能が十分に発揮できる行政体制を地方自らが選択・決定できる仕組み**が求められ、また、地方が**地方税財源のあり方に主体的に責任を持つ仕組み**が必要となる。
- **住民一人ひとり誰もが輝き、個性豊かで活力に満ちた地域共生社会の実現を図るためには、国の恣意的な判断によって、地方の自主的な運営に支障をきたすことのないよう、地方分権改革の更なる飛躍が必要である。**
- これら国と地方の統治機構のあり方を含めた「国のかたち」について、明確な国家戦略として議論し、**実現する推進体制の構築**が必要である。

2. 具体的な施策

(1) 「スーパー総合特区」の実現

- 現行総合特区制度は、地方の発意による成長戦略を制度的に後押しするものであるものの、必要な具体の規制緩和や財政措置についての国との協議に多大な

時間と労力を要するため、まだ、制度が効果を発揮するに至っていない。

- 現行の国が審査し、認定する制度をさらに大胆に見直すとともに、法律上で当初から規定されている規制緩和等の範囲を拡大するなど、国の関与を最小限とすることで自由化・迅速化を図り、国が主導し経済の活性化を図るための特区ではなく、地域ごとの創意工夫により**地域が実力を発揮するための「スーパー総合特区」を実現する。**

(2) **国と地方の役割の見直し**

- 国と地方の役割を大胆に見直し、国は**国家としての存立に関わる事務を始めとする**本来の役割に専念し、**内政に関する事務について広域自治体及び基礎自治体の役割を大幅に拡大**することで、国と地方の双方の政府機能を強化する。**また、地方の役割の拡大に伴い、国から地方へ更に権限を移譲する。**
- 同時に、広域自治体と国、基礎自治体との役割分担、**道州制や特定広域連合を含めた広域自治体のあり方等**を幅広く検討する。
- **基礎自治体は、十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる体制とする**とともに、身近な行政として、住民の意識を反映し、**地域の活力を高めていける行政サービスを目指す。**
- **広域自治体は、基礎自治体の自立性を尊重しながら、広域にわたる事務等、基礎自治体を補完する。**

(3) **地方が選択・決定できる地方制度**

- **地方の事務に対する法令による義務付け・枠付けは、地方が選択・決定できる自由度をできる限り高くすることを基本に見直し、新たな事務の法令化やその運用にあたって、自由度の確保のためのより具体的な立法原則やチェック制度を確立する。**
- **国は、全国どこでも一律に最低限度確保されるべきナショナル・ミニマムとは何かを、行政分野ごとに厳しく見直し、地域の実情を踏まえた条例を制定する権限を拡大する。**
- **地方の組織の形態に関する画一的な制度規制を緩和する。**設置が義務づけられている教育委員会を選択制とするなど、**地方自治体の自主性を尊重した選択的手法の導入を推進する。**

- 国と地方の役割分担に応じて、税源移譲を含め、国と地方の税財源配分を見直すとともに、税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系を構築する。また、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段とすることなく、持続可能な地方交付税制度として確立するとともに、地方一般財源を充実する。
- さらに、地方消費税の拡充や税源移譲等の地方税の充実・強化を見据え、地方が主体的に財政調整に関わる仕組みを検討する。
- 課税自主権について、さらに自由度を高め、活用を図る。
- これらの取組を通じて、地域の発意で自らにふさわしい制度を選択できるよう、地方自治体が自主的に権限と財源を決定できる地方制度の法制化を求める。

(4) 住民サービスのあり方

- 行政の透明性を向上させつつ、住民に対する説明責任を果たすため、情報公開や意見公募、地域自治区等を活用し、行政運営に対する住民の参加を促す。
- 行政以外の住民サービスの担い手となる営利企業やNPO等民間団体の活力が地域社会において最大限発揮されるよう、民間団体の活動環境の整備を推進する。

(5) 国・地方を通じた行政改革

- 国と地方の役割分担の見直しに合わせて、それぞれの組織を再構築する際には、全体として効率的なものとしなければならない。また、国においては、特に地方の役割が拡大する分野について、抜本的に改編する。
- 限られた人的資源や財源を全体として効率的に配置するため、国は、国の出先機関の職員を3.5万人程度削減するとした地方分権改革推進委員会第2次勧告等を踏まえ、定数削減計画を早急に示すとともに、分権型社会の成熟度に応じた抜本的な定員管理を実施する。

(6) 国・地方が連携した「国のかたち」の検討

- 「国と地方の協議の場」に「国のかたち検討部会」を設置し、国と地方の統治機構、税負担、社会保障、経済政策、社会資本整備などの「国のかたち」を幅広く議論する。
- 「協議の場」で議論された「国のかたち」を実現し、明確な国家戦略を持った中央政府と地方政府を構築するため、超党派の国会議員、地方六団体の代表等で推進体制を構築し、必要な制度改正を実現する。

Ⅱ. 多様性のある経済圏・大交流圏形成による「多極交流圏の創設」

1. 基本認識と方向性

- 地域の多様性を土台とし、地域が多様な制度の下で新産業や人材の育成・集積を図り、相乗効果を得て日本全体の成長につなげる国づくりが求められる。
- そのためには、知識集約型産業や再生可能エネルギーなどの次世代環境技術、農林水産業の6次産業化等について、**各々の地域資源等を活かした多極型の産業構造を構築**する必要がある。
- 新産業立地等の受け皿として、例えば、すでに形成されている「首都圏エリア大交流圏」や「太平洋ベルト大交流圏」と同様の「**大交流圏**」を**複数構築**するなど、都市・地方間相互の経済・人的交流を活発化することによって、相互補完型の多様性のある経済圏を形成する。
- また、地域がグローバリゼーションに対応するための「グローバル(※3)人材」の育成や国際競争力のある産業の育成、大学戦略の展開などを図るとともに、ふるさとへの誇りと愛着を育む必要がある。
- 教育や研究などの社会的投資やそれによって培われた女性や若者、高齢者、障害者などの知識や、経験、キャリアを活かすことにより、地域経済の活性化ひいては我が国の持続可能な未来社会につなげる。
- 「絆」によって生み出される「共助」は、「自助」、「公助」と並び、社会が持っている課題解決能力の大きな柱であり、多極で持続可能な分権型の社会の構築に向けて、欠かすことができない要素であるため、絆がつくる共生立国を目指すべきである。

2. 具体的な施策

(1) 多様性に基づくイノベーションと新たな産業の創出

- **産業集積とイノベーションの促進**
 - 潜在的な成長産業の集積のため、多様な地域資源を活用した**知識集約型産業等**、これからの日本の発展を支える産業を育成するとともに、国内企業立地を促進する。

- 地域の特性に合った企業や大学の**頭脳・研究開発部門**など重要な中枢機能を研究分野ごとに集中した上で、**地方への立地**を進めるとともに、研究開発機関をつなぐ広域的なネットワークを構築する。
- 健康・福祉・医療分野や若者・高齢者のライフスタイルの変化を踏まえた新たな産業の創出など「**新しい内需**」を創出する。

○ **新しいエネルギー社会の構築**

- **風力や太陽光**等の再生可能エネルギーを活かした地域産業の振興や**蓄電技術**の開発促進と、それに基づく循環型社会モデル都市を各地に設置するなど、次世代の環境未来型都市の構築を促進する。
- **スマートグリッド**(※4)等を活用した将来のネットワーク型社会を構築する。
- 電力の安定供給を確保するため、**LNG**(※5)や**石炭火力発電**等の**高効率な発電設備**の普及拡大や**メタンハイドレート**(※6)、究極のクリーンエネルギーである**水素エネルギーの開発研究**等、海洋資源を含め国産資源の確保戦略を検討する。

○ **農林水産業の復権、地産地消・6次産業化の推進**

- 食糧危機に対応するための食料自給率の向上を図る。
- 農林水産品の国内での消費も含めた地産地消、農商工連携による**6次産業化**や担い手不足を解消するための新規就業者対策を推進する。

- これら新産業について、地域資源や地理的条件等を踏まえた**多極型の産業構造を構築**し、各地域が自らの特性に応じた産業の強みを持ち、国土全体で各地域を**相互に補完できる多様性のある経済圏**の基盤とする。

(2) **自立した、成長するグローバルな地域社会**

○ **国際競争力のある産業の創造**

- アジア経済の成長・発展を取り込んだ成長戦略を描く。
- 海外であげた収益の国内還元を誘導し、産業の空洞化を防止するため、税の軽減等により企業の国内立地や投資を促進する。
- 日本人の知を活用したクリエイティブな**コンテンツ産業**(※7)や**科学技術**を原動力にした国際競争力のある産業を創造する。

- 観光立国の実現に向けた積極果敢なM I C E (※8)戦略を推進する。

○ **グローバル・グローバル人材、高度専門人材の育成**

- 未来を開く人材育成のため、英語教育をはじめ、子どもの可能性を最大限に引き出し、才能や個性を伸ばす教育制度や人材育成システムを構築する。
- 日本で活躍する優秀な外国人留学生・研究者の戦略的獲得・育成の具体策（研究、就労、起業支援等）を検討する。
- 大学秋入学等を踏まえ、地域社会の協働など「ギャップイヤー(※9)（ターム）」の有効活用方策等を検討する。

○ **地域の資源と人材を活用した地域社会の構築**

- 国民の多様な価値観・ライフスタイルの変化を踏まえ、従来の価値観や制度、成功モデルにとらわれない、都市と地方の相互補完による地域社会の在り方を検討する。
- 女性や若者、高齢者、障害者など、あらゆる人々が意欲を持って活動し、これまでに培った知識や経験を活かし、その能力を発揮できる地域社会の実現を目指す。

○ **ふるさとへの誇りと愛着の醸成**

- グローバル化が進展する中、ふるさとの魅力を知り、理解を深め、ふるさとへの誇りと愛着を育むとともに、「ふるさと納税」の対象の拡大や人材の還流など、ふるさとに貢献したいと思う人がふるさとを応援できる仕組みを充実させる。

○ **絆が豊かさを生み出す地域社会の構築**

- 自分の生活を自らの力や家族の支え合いで守る「自助」、政府や自治体が公的に支える「公助」だけでなく、人と人の絆が強められ、地域の中で家族による支え合い、それを包み込む地域ぐるみの「共助」の仕組みが様々に用意されている地域社会を構築する。

○ **相互補完型の地域構造の構築**

- 都市・多自然地域間の支え合い、補完により課題を解決する仕組みを構築し、地域、府県域を越えた広域のつながりの中で、幅広い分野の地域課題を解決し、多様性や個性を発揮できる地域社会を構築する。

(3) 「大交流圏」～多様性のある経済圏～の構築

- 多様性に基づくイノベーションと新たな産業の創出や、自立した、成長するグローバルな地域社会の形成による日本の経済・社会構造の再生は、地域間の競争と相互補完があってはじめて実現する。このため、国土を貫く複数の軸と地域間ネットワークを縦横に形成しつつ、日本全体の活力を創出することができるよう、多様で、成長・発展が期待できる経済的・人的な交流圏域を確立する。
- 多様性のある圏域の具体化として、すでに形成されている「首都圏エリア大交流圏」や「太平洋ベルト大交流圏」と同様の「**大交流圏**」を複数構築する。
- 「大交流圏」は、現在の人口・都市分布や地理的条件等を考慮した実現可能性を踏まえ、形成することを検討する。
- 「大交流圏」の検討に当たっては、各々の地域資源や人材、**地理的条件等を踏まえた大交流圏ごとの戦略**を持ち、高速道路網や全国新幹線網等の整備をはじめとする「国家レベルの公共投資」を行った上で**大交流圏内外の相互ネットワーク**を構築し、「**多様性のある経済圏**」を実現する。

Ⅲ. 国土軸のリダンダンシーの確立と防災力強化による「新たな国土構造の構築」

1. 基本認識と方向性

- 地域の多様性に基づく相互補完型の国土構造の構築には、国土を貫く複数の軸と地域間ネットワークを縦横に形成することが求められる。
- 世界の成長セクターであるアジアとの地理的条件やリダンダンシーの観点からは、すでに完成している太平洋ベルトに加え、**日本海国土軸や東海から四国・九州へと続く太平洋新国土軸、東日本大震災からの復興の途上にある北東国土軸等により国土軸の複線化を図ることが不可欠である。**
- また、エネルギー代替機能の観点から、大陸から日本海側を経て太平洋ベルトへの**パイプラインネットワークの早期構築や、日本海における海洋エネルギー資源の開発促進、それに伴い必要となるエネルギー供給基地の整備**が必要である。
- **国から公表された南海トラフ巨大地震による被害想定では、その影響が及ぶ範囲は30都府県750市町村、人口は日本全体の約53%、製造品出荷額は約66%、生産農業所得は約38%、一般病床数は約53%にも上るなど、国難とも言える極めて甚大な被害が生じるとされており、様々な対策の推進に国を挙げて取り組むことが重要である。**
- **このような**大災害の発生期においても機能する国土づくりを行うため、**日本全体の防災・減災対策の取組強化に併せ、首都・東京及び首都圏における防災力の強化**を徹底的に行う一方、有事対応のための**全国的なバックアップ体制**を検討し、可能なものから早急に実現する必要がある。

2. 具体的な施策

(1) 国土軸のリダンダンシーの確立

- 成長戦略とリダンダンシーの観点から、成長セクターに近接する日本海側の戦略的位置づけや太平洋ベルトのバックアップ、東日本大震災からの早期復興にも留意し、国土軸を複線化する。
- 「日本海道」の完成をはじめとする**基幹交通ネットワークの構築（陸の道）**
 - 日本海側の道路の早期整備と太平洋側への横断軸整備

- 高速道路等のミッシングリンク(※10)の解消
- リニア中央新幹線（東京－大阪間）に加え、北海道から本州（日本海側）、四国・九州までの全国新幹線網の早期整備の促進

○ 「港湾国土軸」の構築（海の道）

- 極東アジアに近接する日本海側港湾のハブ化と拠点間ネットワーク構築のための国家戦略策定、集中投資
- 太平洋、瀬戸内側の港湾との有機的アクセスのための高速道路、鉄道網の充実

○ 「国内外航空網」の増強（空の道）

- 東アジアにおける国際競争優位を牽引するためのハブ空港化の促進や既存ストックの十分な活用、過密空港における滑走路増設など空港キャパシティの増強を行う。

○ **日本海側の海洋エネルギー資源開発等の促進と「ガスパイプライン網」の構築（エネルギーの道）**

- **災害時におけるリダンダンシーの確立や日本海国土軸形成の視点も踏まえ、日本海における海洋エネルギー資源の開発や、大陸から日本海側を經由した資源輸入を促進し、**首都圏、太平洋ベルト、東北地方等をカバーする広域的なエネルギー供給拠点である日本海側基地及びガスパイプライン網を整備する。

(2) 日本全体の防災・減災の取組強化

- 国土・地域や国民の生命・身体・財産を災害から保護する「防災」や、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方にに基づき、日本全体について災害に強い国土・地域づくりを推進する。

(3) 首都・東京及び首都圏の徹底した防災対策

- 重要度に応じた建築物等の耐震強化、液状化対策、沿岸部における津波対策、首都直下地震を想定した避難路・救援路の事前想定、官民間わず全組織における事業継続計画（BCP）策定推進、リスクコミュニケーション等、徹底的な防災対策を**迅速に実施**する。

(4) 首都機能のバックアップ

- 国と地方が連携し、**国全体の事業継続計画（BCP）を策定**する。

- 首都圏が被災すると我が国の経済活動が甚大な被害を蒙るという、一極集中の被災リスクの脆弱性を克服するため、経済・産業（企業）活動の多極化を進め、経済機能のリスク分散を図る。
- 首都・東京及び首都圏における徹底的な防災対策を迅速に実施するとともに、まずは、迅速かつ機動的に機能する首都圏域内のバックアップ体制を強化する。一方で、交通輸送手段や情報通信機能の整備の状況、外交機能や民間中枢機関、大学・研究機関、「知」や文化力等の集積の状況に加え、首都圏との同時被災の可能性や災害の蓋然性が低いことなども念頭に置いてバックアップエリアを設定し、「**双眼構造**」を併せて実現する。

(5) 太平洋ベルト等の強化

- 太平洋ベルトでは、**全国的に極めて甚大な被害をもたらす**南海トラフ巨大地震を想定し、**何より尊い命を確実に守ることができるよう**重要施設の耐震化、液状化対策、沿岸部における津波対策等を早急を実施するとともに、救援ルート確保のための高速道路等の整備や広域防災拠点・避難所整備、堤防整備、及び既存インフラの健全化対策等を早急を実施する。
- 太平洋ベルトのリダンダンシーの観点から、高速道路のミッシングリンクの早期解消を図るとともに、東海道新幹線の代替手段となり得るリニア中央新幹線（東京―大阪間）の国策としての早期整備を促進する。

(6) 「大交流圏」の形成のためのネットワークの整備

- 多様性のある経済圏を具体化する「大交流圏」を形成するため、地域を相互に関連し、国土を縦横に貫く複数の軸の確立と歩調を合わせ、高速道路網や全国新幹線網等の整備を促進する。

IV. 国と地方の力を結集した「真に持続可能な社会保障制度の構築」

1. 基本認識と方向性

- 少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心して、希望が持てる社会保障の実現が求められている。
- 国と地方は適切な役割分担の下、互いに協力し、真に持続可能な社会保障制度の確立を目指していかなければならない。

2. 具体的な施策

(1) 医療分野

- 限りある医療資源を効果的かつ効率的に活用するため、病院・病床の機能分化・強化や適正配置、医療機関間や医療と介護の連携、在宅医療を推進し、より効果的な医療提供体制を整備する。
- 医師の地域偏在・診療科間偏在を抜本的に是正するため、国の責任により医師の適正な配置がなされる仕組みを構築する。また、看護師等医療従事者の養成・確保や資質向上に係る環境を整備する。
- 国民皆保険体制を堅持し、制度間の不均衡を是正するとともに、給付の平等と負担の公平を図るため、国民健康保険を含めた医療保険制度について、全国レベルでの一元化を実現する。

(2) 介護分野

- 介護給付費への国費投入割合の拡充、被保険者の対象範囲の拡大、現役並所得者に対する利用者負担の引上げ、要介護の度合いに応じた給付の重点化及び介護保険施設の重点化などにより、真に必要なサービスの確保・充実を図るとともに、負担の公平性の確保を図り、持続可能な介護保険制度を構築する。
- 質・量両面にわたる人材確保を図るため、制度改善や一層の処遇改善を進め、介護分野を専門性に基づく産業に成長させる。
- 最後まで住み慣れた地域で暮らすことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが連携した地域包括ケアシステムを実現する。高齢者の集住の推進や医療・介護のサービス拠点の面的整備等、まちづくりの中心に福

社・介護・医療サービスを的確かつ効率的に提供する仕組みを構築する。

(3) 子ども・子育て支援

○ 子ども・子育て支援新制度を着実に推進するとともに、地域の実情を踏まえた多様な保育サービスの提供の充実を図る。

○ ワークライフバランスの推進、子育てと仕事が両立できる職場環境の実現、男女共同参画社会づくり、若者世代の雇用対策や、子どもを生き育てることの価値・魅力に係る国民の啓発活動を総合的に推進し、社会全体で子ども・子育ての支援に取り組む。

また、少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化対策について、社会全体で結婚を応援する機運づくりに取り組む。

○ 児童虐待の防止や、社会的養護などが必要な子どもに対する支援を強化するため、児童相談所等における職員配置の充実による相談体制の整備などに取り組む。

○ 乳幼児、子ども、重度心身障害児（者）、ひとり親家庭等に対する医療費の自己負担について、国において新たな医療費助成制度を創設するなど、子育て支援や社会的に弱い立場にある方への支援の充実・強化を図る。

(4) 生活保護制度

○ 生活保護制度は、国民の最低限度の生活保障というナショナルミニマムとして、その経費は全額国庫負担とする。

○ 子どもの将来が生まれ育った環境で左右されることのないよう、教育支援や生活支援、保護者の就労支援などを充実し、教育格差が生じることや貧困の連鎖を防止する。

○ 年金制度や最低賃金、失業者対策等などの総合的な見直しにより、バランスのとれた保護基準を設定する。

(5) ニート、ひきこもり等の支援

○ ニートやひきこもり、不登校等の子ども、若者に対し、教育、福祉、雇用等様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした支援を行うための環境の整備を推進することにより、すべての子ども、若者が社会生活を円滑に営むことができる社会を実現する。

(6) 雇用施策

- 積極的な経済・雇用対策により、雇用機会の創出に社会全体で取り組むとともに、若者、女性、高齢者等の就業参加・社会進出を促進するため、個々人のライフスタイルに応じた多様な働き方を尊重し、必要な支援を実施する。
- 障害者法定雇用率の更なる引上げ等により、障害者の就労機会の拡大を図る。
- 地方が行う福祉・産業振興・教育など様々な施策と一元化し、地域の実情を踏まえた雇用政策をより効果的に行うため、ハローワークを地方へ移管する。

(7) 国と地方の連携による社会保障制度の実現

- 今後の社会保障制度の改革に当たっては、住民と直接向き合う地方はまさに社会保障の運営責任者であり、企画立案段階から国と地方の緊密な連携・協力が不可欠である。そのため、「国と地方の協議の場」に常設の「社会保障制度分科会」を設置し、国と地方の力を結集し、真に国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を実現する。
- 地方が安定的に制度運営できるよう、税制の抜本的な見直しや地方交付税の充実など、地方税財政の強化を図る。

【用語解説】

※1：イノベーション（P3. P6. P9）

新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす自発的な人・組織・社会の幅広い変革を意味する。つまり、それまでのモノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことを指す。

※2：リダンダンシー（P3. P10. P12）

原義は「冗長性」、転じて「代理機能性」。国土計画上では、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能破壊につながらないように、予め交通ネットワーク施設を多重化したり、予備の手段が用意されているような性質を示す。

※3：グローバル（化）（P6. P7. P8）

全世界を同時に巻き込んでいく流れである「世界普遍化」（globalization）と、地域の特色や特性を考慮していく流れである「地域限定化」（localization）の2つの言葉を組み合わせた混成語である。

※4：スマートグリッド（P7）

デジタル機器による通信能力や演算能力を活用して電力需給を自律的に調整する機能を持たせることにより、省エネとコスト削減及び信頼性と透明性の向上を目指した新しい電力網のこと。

※5：LNG（P7）

液化天然ガスの略で、メタンを主成分とした天然ガスを冷却し液化した無色透明の液体。

※6：メタンハイドレート（P7）

メタンガスと水からなる氷状固体物質。低温・高圧の環境条件の中で存在する物質で、水深500m以深の深海底下の堆積物中や永久凍土中に広く分布する。メタンハイドレートには、メタンなどの炭化水素分子が閉じこめられており、石油などの在来型エネルギー資源に代わる新しいエネルギー資源として注目されている。

※7：コンテンツ産業（P7）

コンテンツ、すなわち、文書・音声・映像・ゲームソフトなどの情報の内容に関する産業のこと。

※8：MICE（P8）

企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のこと。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称。

※9：ギャップイヤー（P8）

高等学校の卒業から大学への入学、あるいは大学の卒業から大学院への進学までの期間のこと。英語圏の大学の中には入試から入学までの期間をあえて長く設定して、その間に大学では得られない経験をすることが推奨されている。

※10：ミッシングリンク（P10.P12）

主要都市間等を連絡する高規格幹線道路等のうち、未整備の部分のこと。

日本のグランドデザイン構想会議設置要綱

1 設置目的

全国知事会に「日本のグランドデザイン構想会議」（以下「構想会議」という。）を設置し、多極で持続可能な分権型の社会の在り方について、「国のかたち」の抜本的な見直しという大局的な視点から議論し、その成果を政府や国民に向けて広く発信するものとする。

2 組織

- (1) 構想会議は、あらかじめ構想会議に参加を表明した知事（以下「構成知事」という。）をもって組織する。
- (2) 構想会議に座長を置き、構成知事の中から全国知事会会長が指名する。座長は会議を主宰し、構想会議を代表する。
- (3) 構想会議に座長代理を置き、構成知事の中から座長が指名する。座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。
- (4) 座長が必要と認めるときは、特定の事項を調査審議する分科会を置くことができる。分科会に主査を置き、構成知事の中から座長が指名する。
- (5) 分科会のメンバーは、座長と主査が協議して指名する。
- (6) 座長が必要と認めるときは、構想会議及び分科会に顧問（有識者等）を置くことができる。

3 運営

- (1) 座長又は分科会の主査が必要と認めるときは、構想会議及び分科会に構成知事及び顧問以外の者（有識者等）を出席させることができる。
- (2) 構想会議は、議論の経過及び成果を年1回以上全国知事会議に報告するものとする。

4 設置期間

構想会議の設置期間は、この要綱の施行の日から平成〇年〇月〇日までとする。ただし、全国知事会会長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

5 事務

構想会議の事務は、座長都道府県及び全国知事会事務局が協力して処理する。ただし、分科会に係る事務は、主査都道府県及び全国知事会事務局が協力して処理するものとする。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、構想会議の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

7 施行

この要綱は、平成23年10月19日から施行する。

日本のグランドデザイン構想会議 構成メンバー

H25.6

	都道府県知事	構成メンバー
1	北海道知事	高橋はるみ
2	青森県知事	三村申吾
3	秋田県知事	佐竹敬久
4	岩手県知事	達増拓也
5	山形県知事	吉村美栄子
6	宮城県知事	村井嘉浩
7	福島県知事	佐藤雄平
8	新潟県知事	泉田裕彦
9	群馬県知事	大澤正明
10	栃木県知事	福田富一
11	茨城県知事	橋本昌
12	静岡県知事	川勝平太
13	長野県知事	阿部守一
14	富山県知事	石井隆一
15	岐阜県知事	古田肇
16	愛知県知事	大村秀章
17	三重県知事	鈴木英敬
18	福井県知事	西川一誠
19	滋賀県知事	嘉田由紀子
20	奈良県知事	荒井正吾
21	和歌山県知事	仁坂吉伸
22	兵庫県知事	井戸敏三
23	鳥取県知事	平井伸治
24	岡山県知事	伊原木隆太
25	島根県知事	溝口善兵衛
26	広島県知事	湯崎英彦
27	香川県知事	浜田恵造
28	徳島県知事	飯泉嘉門
29	高知県知事	尾崎正直
30	福岡県知事	小川洋
31	佐賀県知事	古川康
32	大分県知事	広瀬勝貞
33	沖縄県知事	仲井眞弘多

◎は座長、○は座長代理

日本のグランドデザイン構想会議 開催経過

○第1回（キックオフ）会議（H23. 10. 19）

【有識者レクチャー】

テーマ：「東日本大震災の教訓と今後の国土づくり」
中京大学総合政策学部教授 奥野信宏 氏

【協議項目】

- ・ 設置要綱、今後の検討項目、今後の進め方、座長代理選任等

○第2回会議（H23. 12. 20）

【協議項目】

フリーディスカッション：一極集中の是正と多極型の国土づくりについて

○第3回会議（H24. 5. 18）

【有識者レクチャー】

テーマ：「地方分散」による「強靱な国土」の形成
京都大学大学院工学研究科教授 藤井 聡 氏

【協議項目】

フリーディスカッション：「中間とりまとめ骨子（案）」について

○全国知事会議（H24. 5. 18）

※「中間とりまとめ骨子（案）」についての報告・意見聴取

○全国知事会議（H24. 7. 19）

※「中間とりまとめ」についての報告・意見聴取

○第4回会議（H24. 10. 4）

【協議項目】

フリーディスカッション：「最終とりまとめ（案）」について